

# ふじ自治会同好会事業助成金給付規程

## 1. 趣旨

この規定は、ふじ自治会会則第17条の規定に基づき、ふじ自治会主要事業活動のうち、同好会活動を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

## 2. 定義

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

### (1) 同好会

ふじ自治会会則第2条に定める組織内で、その活動を通じて第3条の目的を更に推進するもの。

### (2) 事業

同好会は5月役員会までに広報部の回覧により自治会全世帯にその会員を募り、その結果として5世帯以上かつ5人以上の会員があるものの活動とする。

## 3. 助成金

支給は成人のみとし助成金の額は次の額とする。

イ、会員数が 10人未満は、10,000円 10人以上は、20,000円

ただし、年度同好会予算を超えない範囲とする。超える申請があった場合は、同好会代表者の協議により予算内で分配するものとする。

## 4. 事業報告と助成金支給申請

同好会の代表者は、5月役員会までに事業計画書を添えて自治会長に助成金の支給申請をすることができる。

### (1) 事業計画書は書面によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

イ、代表者の住所、氏名、電話番号

ロ、会員の班、氏名

ハ、事業の内容

(2) 助成金の使用内容については、相互の信頼に基づき各同好会内で会計内容を記録し、会員が随時閲覧できるようにしなければならない。

(3) 助成金の支給は、申請が役員会において承認されてから1ヶ月以内に同好会の代表者に支給される。尚、支給された同好会は、その年の年度末までに自治会長へ活動を報告する。

## 5. 備品

(1) 同好会活動に別途備品等が必要な場合は、同好会の代表者はあらかじめ自治会長に申請し、役員会の承認を得なければならない。

(2) 備品は、その予算の範囲内で購入するものとし、同好会の代表者は年度末にその保管状況を自治会長に文書で報告しなければならない。

## 6. その他

この給付規定に定めのないこと等が生じた場合、その都度役員会に諮ることとする。

### ・ 付則

(1) この規定は、平成13年度4月1日から適用する。

(2) 一部改廃 平成16年2月21日

(3) 平成19年1月20日に 4の〈3〉を追加する。

(4) 1趣旨の「・会則15条・」を「・会則16条・」に修正。平成22年4月1日

(5) 1趣旨の「・会則16条・」を「・会則17条・」に修正。平成26年4月1日